

## 京丹後市八丁浜シーサイドパーク有料公園施設利用規則

平成 年 月 日

規則第 号

### (趣旨)

第1条 この規則は、京丹後市都市公園条例(平成16年京丹後市条例第194号。以下「条例」という。)第7条第1項に規定する京丹後市八丁浜シーサイドパーク有料公園施設(以下「有料施設」という。)を占有して利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (利用者の責務)

第2条 有料施設を利用する者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、市長が別に定める利用心得を守らなければならない。

### (利用許可申請手続)

第3条 条例第7条第2項の規定による申請書は、八丁浜シーサイドパーク有料公園施設利用申請書(様式第1号)による。

2 前項の申請は、利用期日の6箇月前から利用期日の3日前までの間にしなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

### (許可書)

第4条 市長は、条例に基づき許可を受けた者に対して、八丁浜シーサイドパーク有料公園施設利用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

### (供用日及び供用時間)

第5条 条例第7条第3項に規定する有料施設の供用日及び供用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 供用日は、1月5日から12月27日までとする。ただし、当該供用日のうち毎週火曜日(火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日に当たるときは、その翌日)を休業日とする。

(2) 供用時間は、午前9時から午後5時までとする。

(附属設備等の使用料)

第6条 条例別表第3に規定する附属設備等の使用料は、別表のとおりとする。

(附属設備等の利用手続)

第7条 附属設備等を利用しようとする者は、市長が別に定める申請書を提出して、その許可を受けなければならない。

(附属設備等の使用料の還付又は減免)

第8条 附属設備等の使用料の減免又は還付については、京丹後市都市公園条例施行規則(平成16年京丹後市規則第148号)第7条又は第8条の規定を準用する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、有料施設の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

別表(第6条関係)

附属設備	利用単位	1回の使用料
サッカーゴール	1組	200円

備考

- 1 この表の1回の使用料とは、1日以内とする。
- 2 この表以外の附属設備等及び持込み器具等については、別に定める。
- 3 営利を目的とする場合又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表の使用料の3倍の額とする。
- 4 本市に住所を有する者又は市内の事業所、各種団体若しくはこれらの従業員以外の者が利用する場合の使用料は、この表の使用料の2倍の額とする。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

京丹後市長 様

住所

申請者

氏名

印

(電話

)

八丁浜シーサイドパーク有料公園施設利用申請書

下記のとおり八丁浜シーサイドパーク有料公園施設を占有して利用したいので、許可くださるよう申請します。

記

1 利用の目的	
2 利用の期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
3 利用の場所	多目的芝生広場
4 利用の内容	
5 参加者	人
6 営利の有無	無・有 ( 入場料 円)
7 会場責任者	住所 氏名 (電話 )
使用料	( 800円 × 時間 + 附属設備 円 ) × 倍 = 合 計 円
その他必要な事項	

(注) 印欄は記入しないこと。

整理番号
------

年 月 日

様

京丹後市長

印

八丁浜シーサイドパーク有料公園施設利用許可書

年 月 日付けで申請のあった八丁浜シーサイドパーク有料公園施設の利用を下記のとおり許可する。

記

1 利用の目的	
2 利用の期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
3 利用の場所	多目的芝生広場
4 利用の内容	
5 参加者	人
6 営利の有無	無・有 ( 入場料 円)
7 会場責任者	住所 氏名 (電話 )
8 使用料	( 800円 × 時間 + 附属設備 円 ) × 倍 = 合 計 円
9 その他必要な事項	
10 許可の条件	